

株 主 各 位

栃木県宇都宮市清原工業団地7番地1  
**株式会社ムロコーポレーション**  
代表取締役社長 室 雅 文

## 第65期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第65期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面又はインターネットによる議決権行使を行っていただくことをご推奨申しあげます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2022年6月22日（水曜日）午後5時45分までに議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月23日（木曜日）午前10時30分
2. 場 所 栃木県宇都宮市駅前通り三丁目2-3  
チサンホテル宇都宮 2階 「ふじ A」  
※午前10時より受付を開始いたします。
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第65期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第65期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

### 決 議 事 項

- |       |                                 |
|-------|---------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件                         |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件                        |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件      |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件               |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の設定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額の設定の件          |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「新株予約権等の状況」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、「会社の支配に関する基本方針」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.muro.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の提供書面は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.muro.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## 議決権行使方法についてのご案内

▶下記4つの方法がございます。

### ●株主総会へのご出席



株主総会開催日時

2022年6月23日（木曜日）  
午前10時30分

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。  
また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。  
※代理人による議決権のご行使は、議決権を有する株主様1名に委任する場合には限られます。  
なお、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

### ●郵送によるご行使



行使期限

2022年6月22日（水曜日）  
午後5時45分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

### ●パソコン等によるご行使



行使期限

2022年6月22日（水曜日）  
午後5時45分行使分まで

パソコン等から、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。  
詳細につきましては次頁をご覧ください。

### ●スマートフォンによるご行使（スマート行使）



行使期限

2022年6月22日（水曜日）  
午後5時45分行使分まで

- 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマートフォン用議決権行使ウェブサイト」へアクセスした上で、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください（議決権行使コード・パスワードのご入力不要です）。
- 「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

① 同封の議決権行使書の右下にログインQRコードが記載されています。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

② スマホのQRコード読み取りアプリを起動します。

※読み取りアプリは事前にインストールをお願いいたします。

③ ログインQRコードにスマホをかざして読み取ります。

※アプリの指示に従ってください。

④ 「スマート行使」の画面が表示されますので、こちらから議決権行使をお願いいたします。

# ● インターネットによる議決権行使について ●

## パソコン等による方法



### 行使期限

2022年6月22日(水曜日)  
午後5時45分行使分まで

パソコン等から、議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

- ※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

### 重複して行使された議決権の取り扱いについて

- (1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使で、パソコンやスマートフォンの操作方法などご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

☎ 0120-652-031 (9:00~21:00)

※議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。  
※当社では、定款第15条の定めにより代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。

### 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

### 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力  
「ログイン」をクリック

### 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力  
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。  
「登録」をクリック

### 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## (提供書面)

# 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

##### イ. 一般的概況

当連結会計年度における世界経済は、引き続き新型コロナウイルスの影響を受けながらもワクチン接種に伴う感染者数減少を受けて経済を回す動きが取られ、全体的には回復基調で推移しました。しかしながら、経済回復に伴う急激な需要拡大と、様々な要因に起因する供給制約に伴う需給逼迫によるサプライチェーンの混乱により、物価は高騰しました。さらに今年に入ってから、ロシアによるウクライナ侵攻や中国のゼロコロナ政策堅持による上海のロックダウン等がサプライチェーンの混乱と物価高騰に拍車をかけ、元々先行き不透明だった近年の状況に輪をかけて先行きが全く見通せない状態となっております。

一方国内におきましては、新型コロナウイルスの影響を受けながらもオリンピックを開催し、感染増減の波に翻弄されながらも経済を回して全体的には回復基調で推移しましたが、他地域同様にサプライチェーンの混乱と資源物価の高騰に見舞われました。加えて、直近では20年以上振りの円安により、さらに輸入品物価が上昇する厳しい環境となっております。

当社グループの主要事業領域であります自動車産業界は、年度初めの第1四半期においては前年の半導体不足からの挽回生産を行い堅調に推移しましたが、第2四半期後半からは東南アジアでの感染拡大に伴い再びサプライチェーンが混乱し、第3四半期には再び大幅な減産となりました。第4四半期にはサプライチェーンの混乱も幾分改善されましたが、引き続き先の見通しが立たない不安定な生産状況となりました。

このような状況の中、当社グループの連結売上高は、前年度に対して回復はしたものの下半期の落ち込みが響き、20,533百万円（前連結会計年度比8.3%増）となりました。営業利益につきましては、原材料を含む物価の値上りと下半期の生産減に伴う経費増がありました。前年度ほどの稼働調整がなくなり、1,259百万円（前連結会計年度比26.3%増）となりました。経常利益につきましては、前年度計上のありました雇用調整助成金がなくなりましたが、為替が大きく円安に振れたことによる為替差益404百万円が発生し、1,963百万円（前連結会計年度比23.5%増）となりました。親会社株主に帰属

する当期純利益につきましては、前年度計上のありました過年度分利益課税が無くなり、1,347百万円（前連結会計年度比38.3%増）となりました。

## ロ. 事業区分別概況

### ア. 金属関連部品事業

当連結会計年度の当事業の売上高は、17,938百万円（前年同期比7.4%増）となりました。上半期は好調に推移しましたが、第3四半期以降はサプライチェーンの混乱により客先の稼働が低迷し、挽回のアナウンスをしては挽回できずに減産となる状態の繰り返しに陥り、売上は低迷しました。

### イ. 樹脂関連部品事業

当連結会計年度の当事業の売上高は、1,688百万円（前年同期比16.9%増）となりました。金属関連部品事業同様上半期は好調に推移しましたが、第3四半期以降は失速しました。

### エ. その他

当連結会計年度の当事業の売上高は、905百万円（前年同期比10.5%増）となりました。海外は経済回復傾向により、カナダと欧州、豪州で増加しました。国内についても緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の影響で経済活動に制限はありましたが、回復基調で推移したため増加しました。

## 事業区分別売上高状況

区 分	第64期		第65期 (当連結会計年度)	
	(自 2020年4月1日) 至 2021年3月31日)	構成比	(自 2021年4月1日) 至 2022年3月31日)	構成比
	千円	%	千円	%
金属関連部品事業	16,701,040	88.1	17,938,721	87.4
樹脂関連部品事業	1,444,254	7.6	1,688,953	8.2
そ の 他	819,893	4.3	905,967	4.4
合 計	18,965,187	100.0	20,533,642	100.0

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資総額は、1,900百万円であり、主なものは建物182百万円、機械及び装置828百万円、工具器具及び備品317百万円、建設仮勘定501百万円であります。

### ③ 資金調達の状況

当社グループは、当連結会計年度におきまして、金融機関より471百万円の資金調達を行っております。

## (2) 財産及び損益の状況

区 分	第 62 期 2018年度	第 63 期 2019年度	第 64 期 2020年度	第 65 期 2021年度 [当連結会計年度]
売 上 高(千円)	20,368,940	21,401,879	18,965,187	20,533,642
経 常 利 益(千円)	2,408,025	1,395,752	1,589,386	1,963,147
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	1,741,635	846,935	974,700	1,347,860
1株当たり当期純利益(円)	281.53	139.78	161.31	223.07
総 資 産(千円)	23,714,364	23,784,607	26,753,306	27,359,297
純 資 産(千円)	16,627,581	16,745,683	17,795,857	19,313,731
1株当たり純資産額(円)	2,687.86	2,771.47	2,945.29	3,196.50

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
北関東プレーティング株式会社	千円 24,000	% 100.0	メッキ業
エム・シー・アイ株式会社	千円 10,000	100.0	業務請負業
ムロノースアメリカインク	千カナダドル 3,000	100.0	建築機材の製造販売
ムロテックオハイオコーポレーション	千米ドル 10,000	100.0	自動車関連部品等の製造販売
ムロテックベトナムコーポレーション	千米ドル 1,500	100.0	自動車関連部品等の製造販売
ピーティームロテックインドネシア	千米ドル 8,750	100.0	自動車関連部品等の製造販売
睦諾汽車部件(湖北)有限公司	千米ドル 7,360	100.0	自動車関連部品の製造販売
いがり産業株式会社	千円 20,000	100.0	樹脂関連部品の製造販売
IGARI INDUSTRY(THAILAND)CO., LTD.	千タイバツ 4,500	100.0	樹脂関連部品の製造販売
3MT(THAILAND)CO., LTD.	千タイバツ 16,000	100.0	自動車関連部品等の販売

(注) なお、ピーティームロテックインドネシアの議決権比率はエム・シー・アイ株式会社間接保有分1%を含めて記載しております。

### (4) 対処すべき課題

当社グループの主要取引先であります自動車業界は、前年度後半からの半導体等のボトルネック部品の供給不足の解消が進み、第1四半期は大きく生産を伸ばしました。しかしながら、第2四半期からはこれらボトルネック部品の供給基地である東南アジアで感染が拡大したことに伴い供給が滞り、第3四半期には部品不足に陥り失速しました。この問題は構造的なものであり、短期での根本的な解決が難しく、第4四半期も回復できずに低調に推移しました。このような状況の中、当社グループの売上は前年度が低迷したことで第1四半期の好調さもあり増収となりました。また利益面では、原材料費の高騰等経費増大もありましたが、改善効果と円安による為替差益もあり増益となりました。

このような経営環境下における当社グループの対処すべき課題は、以下の通りであります。

### ① 事業領域の拡大と見直し

新型コロナウイルスの蔓延を機に、脱炭素社会への取り組みが大きく加速しました。これに伴い自動車の電動化は一気にEV化へと方向付けられ、自動車各社はEV化に向けた野心的な目標を次々に掲げています。これらの目標が達成された場合、近い将来自動車を構成する部品の種類が大きく変わり、部品点数も大きく減少することになります。しかしながら、これらの目標を達成するためには多くの課題があるのも事実です。それらの課題をいつどのように解決できるかで先行きが大きく変わって来るため、EV化の進展を見通すことは非常に難しいと考えております。そこで当社では、超長期の幾つかのシナリオを用意し、事業領域を見直して行くことを考えています。そして、そのシナリオとEV化の進み具合を見比べながら、既存事業と新規事業の比率をコントロールしていく必要があります。EV化が最も進むシナリオでは新規事業の比率を高くし、進みが遅いシナリオでは既存事業の成長を維持して利益を最大化したいと考えます。いずれにしても新規事業の種蒔きをしっかりと行い、どのシナリオにも対応できるように、既存事業でも新規事業でも供給製品の販売先や供給可能な製品の中を広げる取り組みが必要です。いがりグループの子会社化や睦諾自動車部品（湖北）有限公司の稼働もこうした課題に対する取り組みの一環ですが、基盤となる精密プレス部品と精密樹脂成形部品の領域において、また中国という一大消費地域へのアクセスにより、持てるリソースを最大限に活用しつつグループのシナジーを十二分に發揮して、当社グループの成長につなげてまいります。

### ② 中国拠点量産開始

2019年10月に中国湖北省に設立しました「睦諾自動車部品（湖北）有限公司」は工場稼働を開始し、2021年5月より売上を計上しております。中国のゼロコロナ政策等の影響もあり事業活動も思い通りにできていない状態ではありませんが、安定稼働に向けて日々活動を進めています。現地のお客様からも引き合いや問い合わせをいただいております。EV化が進む中国市場において、これまでに無かった事業領域も開拓しながら中国拠点を早期に黒字化させてまいります。

### ③ 安全と品質の取り組み強化

ここ数年来特に重点を置いて取り組んでまいりました製造業の基本であるS・Q（安全・品質）の強化につきましては、引き続きさらなるレベルアップを目指して改善を進めております。その結果、当社では今年度の品質社内目標をクリアすることができました。今後もさらに高い目標を設定し、目標達成に向けて全社一丸となって日々取り組んでまいります。また、当社はISO9001品質マネジメントシステムを取得しておりますが、サプライチェーン上位の自動車部品メーカーでは自動車産業向けに作られたIATF16949品質マネジメントシステムの認証取得が拡大しており、当社客先からも当該システムの認証取得を求められております。このようなことから、2022年度の認証取得を目標に当該システムの構築・運用を進めております。

### ④ 人材確保の取り組みと働き方の見直し

労働人口が減少して働き方も多様化する時代となり、人材の確保が難しくなっています。当社グループの課題を解決していくためには、現状の課題を引き継いで解決していく人材が必要となります。この対応として、人材確保のために中長期的な視野で既存人員も含めた人への投資を厚くし、働き方の見直しを行い、改善を進めていく必要があります。今後もグループ全体を通じて待遇改善と共に働き方の見直しを進め、生産性の向上を図ってまいります。

### ⑤ 自動化・合理化投資の推進

人材確保の取り組みとの裏表になりますが、工数確保が難しくなる環境下においては、付加価値の低い機械的な単純作業、高度な判断を必要としない仕事等は出来る限り自動化・合理化を進めていく必要があります。当社グループはこれらの自動化・合理化投資を積極的に行い、人材が付加価値の高い仕事に従事できる環境づくりを進めてまいります。またこれからは、これらの取り組みを事務系や間接部門系にも広げてまいります。

#### ⑥ 新型コロナウイルスへの対応

発生から既に2年以上が経過している新型コロナウイルス感染症ですが、ワクチンが開発されて状況の改善が進む一方で世界各地では変異株が発生し、現在でも感染の拡大と収束を繰り返しています。現在のウイルスは、感染力は強いものの重症化し難い方向に変異しており、パンデミックからエンデミックへの移行が期待されます。しかしながら、変異の方向性がいつ変わるかも分からず、また現状ではまだまだパンデミックとしての対応が必要であることから、対応を継続していく必要があります。当社では感染者を出さないために、緊急事態宣言・まん延防止等重点措置発令中の全拠点での出張自粛と都市部の営業支店を中心とした時差出勤やテレワークを実施しております。一方で、海外各国の感染状況が改善し、隔離措置が緩和されて来ている現状を受け、徐々に海外拠点への出張も再開していきたいと考えております。今後の感染状況や社会情勢の変化等により、どのように事業運営し行動しなければならないのかは変わりますが、どのような環境下でもその時々状況に応じて適切に行動してまいります。

#### ⑦ 変動に合わせた稼働対応

新型コロナウイルス感染拡大により、様々な潜在的な弱点が顕在化しました。日本ではデジタル化や政治・行政の機能不全、危機管理対応で多くの課題が顕在化しました。産業界ではサプライチェーンの弱点が露わになり、半導体や様々な材料等の供給不足、他国生産品の物流停止による供給停止等で自動車生産が停滞する事態となっており、何が原因でいつ何のサプライチェーンが絶たれるかも分からない状態となっています。これも効率化のための分業と寡占が進んだ結果だと思われそうですが、一度供給不足になると挽回するだけの生産能力が無いのが現状であり、問題は長期化する傾向にあります。当社でもこれらの要因で受注が変動する可能性があり、変動には対応していく必要があります。昨年度に引き続き、今年度も客先の生産減の影響により短期間ではありますが一時帰休を実施して稼働を減らす対応を行いました。今後も日常的に同じ様な稼働調整をする必要が出て来るものと考えますが、これまでの経験を活かしてしっかりと対応してまいります。

#### ⑧ カーボンニュートラルへの対応

我国の2050年カーボン排出量実質ゼロ目標を達成するため、当社でも事業活動におけるカーボンニュートラル実現のための活動を進めて行く必要があります。当社の主力事業では、大型プレス機や熱処理炉等の様々な設備を稼働させる必要があるため、カーボンニュートラル実現のハードルは非常に高いと認識しておりますが、他社事例や技術動向等を参考に実現のための長期ロードマップを策定して活動してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、主として下記製品並びに部品の製造及び販売を行っております。

区 分	主 要 品 目
金属関連部品	自動車用電動化部品、パワートレイン部品、操舵・制御部品、車体・空調部品、二輪・農業機械・産業機械・精密機器関連部品
樹脂関連部品	自動車及びカメラ向け樹脂成形部品、医療機器関連成形部品、OA機器向けギア部品、ビニール製品の加工等
そ の 他	連続ねじ締め機 (ピスライダー)、ねじ連綴体 (ピスロープ)、柑橘類皮むき機 (ピーラー)

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

株 式 会 社 ム ロ コ ー ポ レ ー シ ョ ン	本 社	栃木県宇都宮市清原工業団地7番地1
	支 店	横浜、大阪、名古屋
	工 場	清原本社 (栃木県) 烏山 (栃木県)、菰野 (三重県)
北関東プレーティング株式会社 (子会社)	本 社	栃木県真岡市
エム・シー・アイ株式会社 (子会社)	本 社	栃木県宇都宮市
ムロノース アメリカ インク (子会社)	本 社	カナダオンタリオ州
ムロテック オハイオ コーポレーション (子会社)	本 社	アメリカ合衆国オハイオ州
ムロ テック ベトナム コーポレーション (子会社)	本 社	ベトナム社会主義共和国ドンナイ省ビエンホア市
ピーティー ムロテック インドネシア (子会社)	本 社	インドネシア共和国西ジャワ州
睦諾汽車部件 (湖北) 有限公司 (子会社)	本 社	中華人民共和国湖北省
い が り 産 業 株 式 会 社 ( 子 会 社 )	本 社	茨城県笠間市
	工 場	本社・友部 (茨城県) 笠間 (茨城県)
IGARI INDUSTRY (THAILAND) CO., LTD. (子会社)	本 社	タイ王国チャオチューンサオ県
3MT (THAILAND) CO., LTD. (子会社)	本 社	タイ王国バンコク都

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
金属関連部品事業	980名 (204)	20名増 (17名増)
樹脂関連部品事業	118名 (72)	5名減 (12名増)
その他	23名 (2)	1名増 (0名)
全社(共通)	14名 (0)	3名減 (0名)
合計	1,135名 (278)	13名増 (29名増)

(注) 1. 使用人数は就業人員(嘱託社員を含み、顧問は除いております。)であり、臨時従業員数(パート、アルバイト、人材派遣会社からの派遣社員)は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区別できない管理部門等に所属している使用人数であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
646 (76) 名	6名増 (6名増)	38.2歳	14.5年

(注) 使用人数は就業人員(嘱託社員を含み、顧問は除いております。)であり、臨時従業員数(パート、アルバイト、人材派遣会社からの派遣社員を含み、業務請負は除いております。)は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	250,000千円
株式会社三井住友銀行	200,000
株式会社みずほ銀行	150,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- |               |             |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数    | 23,711,000株 |
| ② 発行済株式の総数    | 6,546,200株  |
| ③ 株主数         | 2,463名      |
| ④ 大株主 (上位10位) |             |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有限会社インテレクチュアル	1,641千株	27.15%
室 義 一 郎	319	5.29
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	300	4.96
室 信 子	293	4.85
ムロコーポレーション協力企業持株会	250	4.13
株式会社メッツコーポレーション	241	3.99
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	200	3.31
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	149	2.46
鳥 山 信 用 金 庫	144	2.38
ム ロ 社 員 持 株 会	135	2.24

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。  
2. 当社は自己株式504,062株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。  
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

## (2) 会社役員の状況

### ① 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	室 雅 文	
専務取締役	見 目 直 信	技 術 本 部 長
常務取締役	藤 田 英 貴	生 産 管 理 本 部 長
取 締 役	寺 島 政 明	製 造 本 部 長
取 締 役	荻 野 目 久 行	営 業 本 部 長 兼 宇 都 宮 営 業 部 長
取 締 役	木 嶋 茂	烏 山 工 場 長
取 締 役	小 谷 俊 夫	経 営 企 画 室 長
取 締 役	間 中 和 男	
常勤監査役	松 嶋 則 之	
監 査 役	藤 原 秀 之	企 業 コ ン サ ル タ ン ト
監 査 役	多 田 智 子	多田国際社会保険労務士法人 代表社員 日本化学工業株式会社 社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役間中和男氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役藤原秀之氏及び監査役多田智子氏は、社外監査役であります。  
 3. 取締役間中和男氏は、長年に亘り経営の中核として多くの経営判断に携わった経験を有しております。  
 4. 監査役藤原秀之氏は、長年企業コンサルタントとして中小企業の財務改善及び経営指導に従事するほか、中堅製造業の取締役管理統括部長として深く経営に携わった経験もあり、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 5. 監査役多田智子氏は、社会保険労務士として様々な企業の労働問題等の実務経験があり、人事・労務に関する専門的知見を有しております。  
 6. 取締役間中和男氏及び監査役藤原秀之氏並びに監査役多田智子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 7. 当事業年度中の担当の異動は次のとおりであります。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
寺 島 政 明	製造本部長兼清原本社工場長	製 造 本 部 長	2021 年 4 月 1 日

### ② 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、保険会社との間で、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員（既に退任または退職している者及び保険期間中に当該役職に就く者を含みます）を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険により、被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求（株主代表訴訟を含みます）等に起因して、被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金及び和解金）を補償することとしており、保険料は全額当社が負担しております。

### ③ 取締役の報酬等

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、その内容は以下のとおりであります。

#### イ. 取締役の個人別の報酬等の額又は算定方法の決定方針

当社の取締役の報酬限度額は、2017年6月22日開催の第60期定時株主総会において、年額500,000千円以内（うち社外取締役分10,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。個々の報酬は各取締役の役位、職務の執行状況、単年度及び中長期計画の進捗・達成度合い等を総合的に勘案し、株主総会決議の上限額の範囲内で、その具体的な金額を取締役会の審議及び決議に基づいて決定することとしております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役1名）であります。

#### ロ. 取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針

当社の取締役の報酬は、基本報酬と業績連動報酬で構成され、報酬額の水準とその割合については、国内の同業・同程度規模の他企業等との比較及び当社の財務内容を踏まえて設定することとし、業績連動報酬については、予算に対する営業利益の達成度合いにリンクさせて報酬額を増減させることとしております。

#### ハ. 業績指標の内容、業績連動報酬等の額若しくは数又は算定方法の決定方針

業績連動報酬部分のうち、賞与については各年度の役員の業績への貢献度と売上、営業利益率等を経営指標とした予算に対する達成度合いを考慮し、その評価に応じた報酬を支給することとしております。当該指標を選択した理由は、当社グループ全体の成長性及び収益性を総合的に判断することが重要であると考えているためであります。なお、当該指標の実績値は、連結売上高20,533百万円、連結営業利益1,259百万円、連結経常利益1,963百万円、連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）1,347百万円となりました。

#### ニ. 取締役に対し報酬等を与える時期又は決定の方針

報酬等を与える時期は株主総会后選任された取締役に対し、7月に税務署に届け出る事前確定届出給与に基づき毎月支給し、賞与については、7月及び12月に支給することとしております。

#### ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定

取締役の個人別の報酬等の内容の決定の全部を、代表取締役社長 室 雅文に委任することとしております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、取締役会は、当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容について、社外取締役出席の下、決定された報酬の

内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

へ. その他個人別の報酬等についての決定に関する重要な事項

その他個人別の報酬等についての決定に関する重要な事項が生じた場合については、取締役会に諮ることとしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人数	基本報酬等	業績連動報酬等	非金銭報酬等	計
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (1)	124,721千円 (1,500)	68,900千円 (500)	— —	193,621千円 (2,000)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	17,553 (2,400)	10,800 (800)	— —	28,353 (3,200)
合計	11	142,274	79,700	—	221,974

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 取締役の報酬限度額は、2017年6月22日開催の第60期定時株主総会において、年額500,000千円以内（うち社外取締役分10,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。  
 3. 監査役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第50期定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。  
 4. 上記の支給額には以下のものが含まれております。  
 当事業年度における役員賞与引当金の繰入額45,440千円（取締役8名分40,040千円、監査役3名分5,400千円）。  
 5. 上記のほか社外役員が当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役藤原秀之氏は、企業コンサルタントであります。当社と同氏の間には特別な利害関係はありません。

監査役多田智子氏は、多田国際社会保険労務士法人の代表社員並びに日本化学工業株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当社と同氏の間には特別な利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

区 分	氏 名	活 動 状 況
取 締 役	間 中 和 男	当事業年度開催の取締役会13回のうち11回（出席率84.6％）に出席しております。 間中和男氏は、長年に亘り経営の中核として多くの経営判断に携わった経験・見地から、他社事例等を交えた意見を述べると共に、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。なお、当事業年度におきましても、経営課題について、これまでに培われた豊富な経営経験を踏まえた助言や提言を行っております。
監 査 役	藤 原 秀 之	当事業年度開催の取締役会13回のうち11回（出席率84.6％）、監査役会12回のうち11回（91.7％）に出席しております。 藤原秀之氏は、企業コンサルタントとしての中小企業の財務改善及び経営指導並びに中堅製造業の取締役管理統括部長として深く経営に携わった経験を活かし、主に財務・内部管理に関し積極的に意見を述べると共に、取締役会においては意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においては監査の方法その他の監査役の職務の遂行に関する事項について発言しております。
監 査 役	多 田 智 子	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回（92.3％）、監査役会12回全てに出席しております。 多田智子氏は、社会保険労務士として様々な企業の労働問題等の実務及び自身の社会保険労務士事務所経営に携わる経験の下、取締役会においては意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においては監査の方法その他の監査役の職務の遂行に関する事項について発言しております。

(注) 取締役会13回開催のうち、臨時取締役会1回を含めて記載しております。  
なお、書面決議による取締役会は開催しておりません。

### (3) 会計監査人の状況

#### ① 名称

有限責任監査法人トーマツ

#### ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,000千円

(注) 1. 当監査役会は、第65期（2021年度）の会計監査人の監査報酬等について、会社法第399条第1項及び第2項の規定に従い、2021年7月16日の監査役会において次のとおり審議して決議しております。

監査役会としては、会計監査人の報酬の妥当性を判断するにあたり、監査報酬額が合理的に設定されているかを、過年度（第60期～第64期）の監査実績と第65期の監査計画の内容について、その適切性・妥当性を主体的に吟味・検討し、監査重点領域、監査体制、監査時間等を通じて監査報酬見積りの相当性を検討した結果、監査役全員が会計監査人からの監査報酬額は相当であると認め同意することを決議しております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 当社の一部の在外連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

#### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。

なお、監査役会が選定した監査役は、会計監査人の解任または不再任を決定した最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任または不再任した旨とその理由を報告いたします。

#### (4) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、利益配分につきましては、長期安定的配当の維持を基本方針とし、業績や経営環境等を総合的に勘案しながら株主の皆様のご期待にお応えしてまいりたいと考えております。

当社は、株主への機動的な利益還元を見据えて、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨定款に定めております。

但し、剰余金の配当につきましては、株主の皆様の意見が反映できるよう株主総会において決定することとしております。

内部留保につきましては、今後の事業展開に備え、より一層の企業体質の強化・充実を図るための投資に充当いたしたいと考えております。

また、自己株式の取得につきましては、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、必要に応じて実施することとしています。当事業年度の期末配当金につきましては、当社普通株式1株につき普通配当22円とさせていただきますと存じます。これにより、中間配当金22円を含めました当期の年間配当金は、1株につき金44円となります。

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	14,373,554	流動負債	7,370,744
現金及び預金	6,614,427	支払手形及び買掛金	1,363,622
受取手形及び売掛金	3,163,203	電子記録債務	2,586,993
電子記録債権	1,881,926	短期借入金	960,000
有価証券	335,504	1年内償還社債	10,000
商品及び製品	920,224	1年内返済予定の長期借入金	90,318
仕掛品	435,341	未払金	557,762
原材料及び貯蔵品	510,102	未払法人税等	431,614
その他	513,974	賞与引当金	606,677
貸倒引当金	△1,150	役員賞与引当金	45,440
固定資産	12,985,742	その他	718,315
有形固定資産	9,284,018	固定負債	674,822
建物及び構築物	3,693,706	長期借入金	414,165
機械装置及び運搬具	2,994,424	繰延税金負債	15,620
土地	1,518,158	役員退職慰労引当金	23,433
建設仮勘定	583,468	その他	221,602
その他	494,261	負債合計	8,045,566
無形固定資産	327,641	(純資産の部)	
のれん	50,209	株主資本	18,599,907
その他	277,431	資本金	1,095,260
投資その他の資産	3,374,082	資本剰余金	904,125
投資有価証券	2,151,447	利益剰余金	16,995,904
長期貸付金	35,175	自己株式	△395,383
繰延税金資産	102,990	その他の包括利益累計額	713,823
退職給付に係る資産	128,517	その他有価証券評価差額金	485,194
その他	960,232	為替換算調整勘定	125,864
貸倒引当金	△4,280	退職給付に係る調整累計額	102,764
資産合計	27,359,297	純資産合計	19,313,731
		負債純資産合計	27,359,297

# 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		20,533,642
売上原価		16,521,529
売上総利益		4,012,113
販売費及び一般管理費		2,752,493
営業利益		1,259,619
営業外収益		
受取利息	21,894	
受取配当金	28,549	
為替差益	404,649	
補助金収入	120,771	
太陽光売電収入	12,904	
その他	138,552	727,321
営業外費用		
支払利息	11,669	
減価償却費	4,234	
その他	7,891	23,794
経常利益		1,963,147
特別利益		
固定資産売却益	1,997	
投資有価証券売却益	14	
段階取得に係る差益	7,350	
負ののれん発生益	37,803	47,166
特別損失		
固定資産除却損	7,626	7,626
税金等調整前当期純利益		2,002,686
法人税、住民税及び事業税	658,560	
法人税等調整額	△3,734	654,825
当期純利益		1,347,860
親会社株主に帰属する当期純利益		1,347,860

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>11,430,410</b>	<b>流動負債</b>	<b>6,308,969</b>
現金及び預金	4,719,685	支払手形	105,896
受取手形	60,868	電子記録債務	2,617,495
電子記録債権	1,689,827	買掛金	923,170
売掛金	2,632,986	短期借入金	660,000
有価証券	335,504	未払金	586,057
商製品	27,074	未払費用	210,599
製成品	556,210	未払法人税等	396,522
仕掛品	228,789	賞与引当金	507,087
原材料及び貯蔵品	240,929	役員賞与引当金	45,440
前払費用	39,094	その他の	256,700
短期貸付金	614,432	<b>固定負債</b>	<b>259,710</b>
立替金	67,826	退職給付引当金	120,089
その他	217,181	資産除去債務	58,887
<b>固定資産</b>	<b>13,216,946</b>	その他の	80,733
<b>有形固定資産</b>	<b>4,466,199</b>	<b>負債合計</b>	<b>6,568,680</b>
建築物	1,451,738	(純資産の部)	
構築物	82,874	<b>株主資本</b>	<b>17,593,482</b>
機械及び装置	1,746,851	資本金	1,095,260
車輛及び運搬具	1,290	資本剰余金	904,125
工具器具及び備品	184,115	資本準備金	895,150
土地	794,094	その他資本剰余金	8,974
リース資産	49,898	<b>利益剰余金</b>	<b>15,989,479</b>
建設仮勘定	155,337	利益準備金	224,312
<b>無形固定資産</b>	<b>98,349</b>	その他利益剰余金	15,765,167
施設利用権	304	固定資産圧縮積立金	611
ソフトウェア	92,981	別途積立金	5,008,000
その他	5,063	繰越利益剰余金	10,756,555
<b>投資その他の資産</b>	<b>8,652,397</b>	<b>自己株式</b>	<b>△395,383</b>
投資有価証券	2,151,447	評価・換算差額等	485,194
関係会社株	4,215,301	その他有価証券評価差額金	485,194
長期貸付金	1,201,510	<b>純資産合計</b>	<b>18,078,676</b>
長期前払費用	209	<b>負債純資産合計</b>	<b>24,647,357</b>
繰延税金資産	21,637		
前払年金費用	133,282		
保険積立金	893,874		
その他の	39,416		
貸倒引当金	△4,280		
<b>資産合計</b>	<b>24,647,357</b>		

# 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		16,332,188
売 上 原 価		12,894,100
売 上 総 利 益		3,438,088
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,048,319
営 業 利 益		1,389,769
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	23,622	
受 取 配 当 金	140,919	
為 替 差 益	321,158	
受 取 ロ イ ヤ リ テ イ	73,129	
補 助 金 収 入	2,822	
太 陽 光 売 電 収 入	12,904	
そ の 他	128,469	703,026
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,826	
減 価 償 却 費	4,234	
そ の 他	818	8,878
経 常 利 益		2,083,916
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	29	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	14	44
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	7,580	7,580
税 引 前 当 期 純 利 益		2,076,380
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	598,915	
法 人 税 等 調 整 額	△126	598,789
当 期 純 利 益		1,477,590

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

株式会社 ムロコーポレーション  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
さいたま事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大 中 康 宏  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤 井 淳 一  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ムロコーポレーションの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ムロコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

株式会社 ムロコーポレーション  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
さいたま事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大 中 康 宏

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤 井 淳 一

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ムロコーポレーションの2021年4月1日から2022年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

2022年5月24日

株式会社 ムロコーポレーション

代表取締役社長 室 雅 文 殿

株式会社ムロコーポレーション監査役会

常勤監査役 松 嶋 則 之 ㊞

社外監査役 藤 原 秀 之 ㊞

社外監査役 多 田 智 子 ㊞

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、内部監査部門その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査部門その他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。財務報告に係る内部統制については、内部監査部門及び有限責任監査法人トーマツからも、当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を内部監査部門及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第65期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

これにより中間配当金22円を含めました当期の年間配当金は、1株につき金44円となります。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき普通配当を22円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は132,927,036円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月24日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- ① 当社の今後の多様な事業展開に備えるために、現行定款第2条（目的）に事業目的の追加を行うものであります。
- ② 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行いたしたく存じます。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- ③ 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されます。これに伴い、株主総会参考書類等の電子提供措置等の対応を行うため、定款変更案第17条（株主総会参考書類等の電子提供措置等）を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- ④ 上記の各変更に伴い、字句の修正等所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商号) 第1条 (条文省略)	(商号) 第1条 (現行どおり)
(目的) 第2条 当社は、次の <u>業務</u> を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 当社は、次の <u>事業</u> を営むことを目的とする。
1. ～14. (条文省略) (新 設)	1. ～14. (現行どおり)
15. (条文省略)	<u>15. 農業、林業、土木資材の製造並びに販売</u>
(本店の所在地) 第3条 (条文省略)	16. (現行どおり) (本店の所在地) 第3条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p>(公告方法) 第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第9条 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規程) 第10条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第11条～第14条 (条文省略)</p> <p>(議決権の代理行使) 第15条 (条文省略) 2 前項の株主または代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会毎に当会社に提出するものとする。</p> <p>(議事録) 第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令定款に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p>	<p>(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (<del>削</del>除) (3) 会計監査人</p> <p>(公告方法) 第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第9条 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程) 第10条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第11条～第14条 (現行どおり)</p> <p>(議決権の代理行使) 第15条 (現行どおり) 2 前項の株主又は代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会毎に当会社に提出するものとする。</p> <p>(議事録) 第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、9名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(株主総会参考書類等の電子提供措置等)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>会社法第325条の2に定める電子提供措置をとる。</u></p> <p>2 当社は、<u>電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は、9名以内とする。</p> <p>2 当社の<u>監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期)  第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>2 任期の満了前に退任した取締役の補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)  第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)  第22条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の任期)  第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)  第21条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)  第22条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的であった事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令定款に定める事項については、議事録に記載し、出席した取締役並びに監査役がこれに記名押印または電子署名するものとする。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名するものとする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第26条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第26条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等)  <u>第27条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)  <u>第28条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(取締役の責任免除)  <u>第28条</u> 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であったものを含む。)の同法第423条第1項の責任につき、法令に定める要件に該当する場合には、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。  2 (条文省略)</p>	<p>(取締役の責任免除)  <u>第29条</u> 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の同法第423条第1項の責任につき、法令に定める要件に該当する場合には、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。  2 (現行どおり)</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の数)  <u>第29条</u> 当会社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の選任方法)  <u>第30条</u> 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期)  <u>第31条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(常勤の監査役)  <u>第32条</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会の招集通知)  <u>第33条</u> 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会の決議)  <u>第34条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会の議事録)  <u>第35条</u> 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名するものとする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会規程)  <u>第36条</u> 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等)  第37条 <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の責任免除)  第38条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であったものを含む。）の同法第423条第1項の責任につき、法令に定める要件に該当する場合には、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u>  2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の責任につき、法令に定める要件に該当する場合には、責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(常勤の監査等委員)  第30条 <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)  第31条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  2 <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p><u>第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
(新 設)	<p>(監査等委員会の議事録)</p> <p><u>第33条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名するものとする。</u></p>
(新 設)	<p>(監査等委員会規程)</p> <p><u>第34条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第6章 会計監査人</p> <p>第<u>39</u>条～第<u>40</u>条 (条文省略)</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第<u>41</u>条～第<u>45</u>条 (条文省略)</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>第<u>35</u>条～第<u>36</u>条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第<u>37</u>条～第<u>41</u>条 (現行どおり)</p>
(新 設)	<p>附 則</p>
(新 設)	<p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第1条 当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の第65期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の責任につき、法令に定める要件に該当する場合には、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(株主総会参考書類等の電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第2条 第65期定時株主総会決議による変更前定款第17条の規定の削除及び変更後定款第17条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに定める施行日（2022年9月1日、以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 施行日から次の定めを有するものとする。なお、本定めは施行日から6か月を経過した日、若しくは施行日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで、効力を有するものとする。</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>3 本条は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（8名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	むろ まさ ふみ 室 雅 文 (1968年1月19日生)	1998年10月 当社入社 2005年2月 当社管理本部長 2005年7月 当社執行役員 2007年6月 当社取締役 2010年6月 当社常務取締役製造本部長 2011年4月 当社常務取締役製造本部長兼清原工場長 (現 清原本社工場) 2012年6月 当社専務取締役管理本部長 2013年6月 当社代表取締役社長 2014年6月 当社代表取締役社長兼営業本部長 2017年3月 当社代表取締役社長 (現任)	36,146株
2	けん もく なお のぶ 見 目 直 信 (1960年1月9日生)	1982年4月 当社入社 2005年4月 当社生産技術部長 2007年7月 当社執行役員 2009年4月 当社執行役員清原製造部長 2010年4月 当社執行役員鳥山工場長兼鳥山製造部長 2011年4月 当社執行役員鳥山工場長 2011年6月 当社取締役鳥山工場長 2012年6月 当社取締役製造本部長兼清原工場長 (現 清原本社工場) 2014年4月 当社取締役 ムロテック オハイオ コーポレーション代表取締役 2018年9月 当社取締役技術本部長 2019年6月 当社常務取締役技術本部長 2021年6月 当社専務取締役技術本部長 (現任)	11,814株
3	ふじ た ひで き 藤 田 英 貴 (1962年1月29日生)	1985年4月 当社入社 2005年4月 当社特販部長 2009年1月 ムロテック ベトナム コーポレーション代表取締役 2009年7月 当社執行役員 2012年6月 当社取締役 2018年7月 当社取締役特命プロジェクトリーダー 2020年1月 当社取締役生産管理本部長 2021年6月 当社常務取締役生産管理本部長 (現任)	3,855株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
4	てらしま まさあき 寺島 政明 (1960年3月16日生)	1982年4月 当社入社 2003年4月 当社品質保証部次長兼品質保証監査課長 2009年4月 当社SCM改善推進室長 2012年6月 当社執行役員鳥山工場長兼SCM改善推進室長 2013年6月 当社取締役 2014年4月 当社取締役鳥山工場長 2016年4月 当社取締役清原工場長 (現 清原本社工場) 2017年4月 当社取締役製造副本部長兼清原本社工場長 2019年6月 当社取締役製造本部長兼清原本社工場長 2021年4月 当社取締役製造本部長 (現任)	5,567株
5	おぎの めひさゆき 荻野 目久行 (1959年10月7日生)	1978年3月 当社入社 2003年4月 当社大阪支店長 2006年1月 当社営業業務部長 (現 生産管理部) 2013年6月 当社執行役員東京営業部長 (現 横浜支店) 2015年4月 当社執行役員生産管理本部長兼調達部長 2015年5月 当社執行役員生産管理本部長兼調達部長兼東京営業部長 (現 横浜支店) 2017年4月 当社執行役員生産管理本部長 2017年6月 当社取締役生産管理本部長 2020年1月 当社取締役営業本部長兼宇都宮営業部長 (現任)	4,371株
6	きじま しげる 木嶋 茂 (1963年11月26日生)	1986年4月 当社入社 2011年4月 当社鳥山製造部長 2015年4月 当社執行役員荻野工場長 2018年3月 当社執行役員生産準備部長 2019年10月 当社執行役員鳥山工場長 2020年6月 当社取締役鳥山工場長 (現任)	3,233株
7	こたに としお 小谷 俊夫 (1970年10月10日生)	1995年4月 当社入社 2007年4月 当社経営企画室長 2009年4月 当社経営企画室長兼情報システム室長 2017年7月 当社執行役員経営企画室長兼情報システム室長 2020年4月 当社執行役員経営企画室長 2021年6月 当社取締役経営企画室長 (現任)	310株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 各候補者の所有する当社株式の数は、役員持株会の保有分も含めて記載しております。  
3. 当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員並びに管理職従業員を被保険者として、役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を締結しております。当該保険により、被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求 (株主代表訴訟を含みます) 等に起因して、被保険者が被る損害 (防御費用、損害賠償金及び和解金) を補償することとしており、保険料は全額当社が負担しております。なお、候補者が原案どおり選任された場合、当該契約の被保険者となり、任期途中で当該契約を更新する予定であります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	まつしまのりゆき 松嶋則之 (1960年2月16日生)	1982年4月 当社入社 2005年5月 当社技術部長 2007年7月 当社執行役員技術部長 2008年4月 当社執行役員菰野工場長兼菰野製造部長 2010年6月 当社取締役菰野工場長兼菰野製造部長 2011年4月 当社取締役 ムロテック オハイオ コーポレーション 代表取締役 2014年4月 当社取締役製造本部長兼清原工場長（現清原本社工場） 2016年4月 当社取締役製造本部長兼烏山工場長 2018年4月 当社取締役製造本部長兼技術本部長兼烏山工場長 2018年9月 当社取締役製造本部長兼烏山工場長 2019年6月 当社常勤監査役（現任）	11,400株
2	まなかかずお 間中和男 (1948年5月1日生)	1972年4月 日清紡績株式会社入社 2000年1月 同社総務部長兼資材部長 2004年6月 同社取締役ブレーキ事業本部副本部長兼館林工場長 2007年6月 日清紡ブレーキ販売株式会社代表取締役社長 2010年4月 ニッシン・トーア株式会社代表取締役社長 （現 ニッシントーア・岩尾株式会社） 2015年6月 当社取締役（現任）	一株
3	ふじわらひでゆき 藤原秀之 (1960年7月28日生)	1994年8月 当社入社 1996年3月 当社退社 1999年12月 経営コンサルティング開業（現任） 更生管財人の補助等倒産会社の管理業務を中心に事業再生業務に従事 2012年4月 株式会社エフケイ取締役管理統括部長 2016年6月 当社監査役（現任）	一株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
4	ただともこ 多田智子 (1972年5月16日生)	<p>1993年4月 中外製薬株式会社入社</p> <p>2002年8月 コンセルト社会保険労務士事務所(現 多田国際社会保険労務士法人) 設立 所長</p> <p>2006年3月 法政大学大学院イノベーションマネジメント専攻にてMBA取得 同校にて修士論文「ADR時代の労使紛争」が優秀賞を受賞</p> <p>2011年4月 海外労務コンサルティング部開設 (多田国際社会保険労務士事務所(現 多田国際社会保険労務士法人)内)</p> <p>2015年2月 ワークライフバランス研究所開設 (多田国際社会保険労務士事務所(現 多田国際社会保険労務士法人)内)</p> <p>2019年6月 当社監査役(現任)</p> <p>2021年6月 日本化学工業株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任)</p> <p>2021年11月 多田国際社会保険労務士法人 代表社員(現任)</p>	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松嶋則之氏の所有する当社株式の数は、役員持株会の保有分も含めて記載しております。
3. 間中和男氏は、社外取締役候補者であります。  
同氏を社外取締役候補者とした理由及び期待する役割は以下のとおりであります。  
同氏は、長年に亘り経営の中核として多くの経営判断に携わった経験を有しており、幅広い見識を当社の経営に反映いただけるものと判断し、さらに当社のコーポレートガバナンス体制の一層の充実を図ることを目的として、社外取締役として選任をお願いするものであります。  
同氏は現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって7年であります。
4. 藤原秀之氏は、社外取締役候補者であります。  
同氏は、1994年8月から1996年3月まで当社の業務執行者(使用人)として在籍しております。  
同氏を社外取締役候補者とした理由及び期待する役割は以下のとおりであります。  
同氏は、長年企業コンサルタントとして中小企業の財務改善や経営指導の経験を有しており、また、中堅製造業の取締役管理統括部長として深く経営に関わった経験もあり、その経験と見識は、当社の監査体制の一層の強化に有益と判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。  
同氏は現在、当社の社外監査役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって6年であります。
5. 多田智子氏は、社外取締役候補者であります。  
同氏を社外取締役候補者とした理由及び期待する役割は以下のとおりであります。  
同氏は、社会保険労務士として様々な企業の労働問題等の実務経験があり、その豊富な経験と見識は当社の監査体制の一層の強化に有益と判断したため、社外取締役候補者としております。  
同氏が代表社員を務める多田国際社会保険労務士法人は、当社との間で顧問契約を締結しておりますが、その顧問料は影響の無い範囲であります。  
同氏は現在、当社の社外監査役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって3年であります。
6. 当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員並びに管理職従業員を被保険者として、役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。当該保険により、被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求(株主代表訴訟を含みます)等に起因して、被保険者が被る損害(防衛費用、損害賠償金及び和解金)を補償することとしており、保険料は全額当社が負担しております。なお、候補者が原案どおり選任された場合、当該契約の被保険者となり、任期中途に当該契約を更新する予定であります。

7. 当社は、間中和男氏及び藤原秀之氏並びに多田智子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しており、各候補者が原案どおり選任された場合、引き続き独立役員として指定します。
8. 当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件に、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行しますので、当社監査役は、本総会終結の時をもって監査役を退任いたします。当社は、2014年6月25日開催の第57期定時株主総会において役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給決議を行い、支給の時期につきましては、各取締役及び監査役の退任時とし、その具体的金額、方法等は、取締役につきましては取締役会に、監査役につきましては監査役の協議に、それぞれご一任いただく旨をご承認いただいております。本議案が承認された場合、当社各監査役は監査等委員会設置会社移行に伴い、監査役を退任し監査等委員である取締役を選任されますが、そのうち役員退職慰労金の打切り支給対象である松嶋則之氏に対する役員退職慰労金につきましては、その支給時期を監査等委員である取締役の退任時といたしたく存じます。

#### **第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2017年6月22日開催の第60期定時株主総会において、年額500,000千円以内（うち社外取締役分10,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を定めることとし、従前決議いただいた取締役の報酬額も踏まえて、年額500,000千円以内（うち社外取締役分10,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とさせていただきますと存じます。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は事業報告15ページに記載のとおりであり、その内容は、本議案をご承認いただいた場合の決定方針としても引き続き相当であると考えられることから、当該方針を変更することは予定しておりません。本議案は、当該方針に沿う内容の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっており、また、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準及び今後の動向等を総合的に勘案して決定しており、相当であるものと判断しております。

現在の取締役は8名（うち社外取締役1名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、7名（うち社外取締役0名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

#### **第6号議案** 監査等委員である取締役の報酬等の額の設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

監査等委員会設置会社への移行に伴い、昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮し、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額50,000千円以内とさせていただきますと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準及び今後の動向等を総合的に勘案して決定しており、相当であるものと判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと4名（うち社外取締役3名）となります。

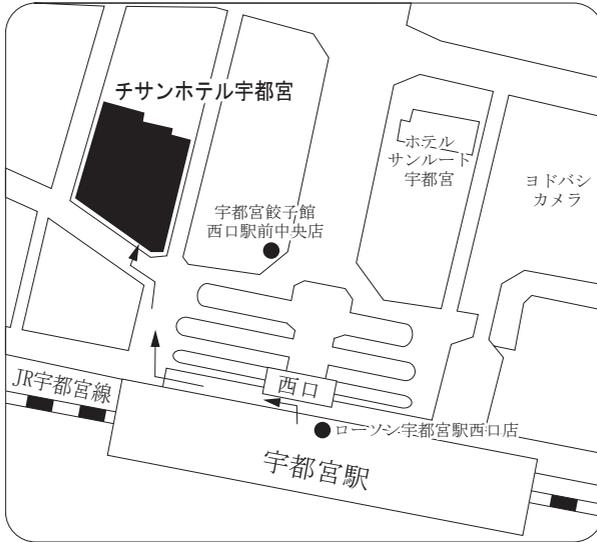
なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以上



## 株主総会会場ご案内図

( 栃木県宇都宮市駅前通り三丁目2-3 )  
チサンホテル宇都宮 2階 「ふじ A」  
TEL 028 - 634 - 4311



### <交通のご案内>

J R宇都宮線、J R上野東京ライン、J R湘南新宿ライン／宇都宮駅西口より  
徒歩1分

※駐車券の配布はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいます  
ようお願い申し上げます。

### <新型コロナウイルス感染防止への対応について>

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主総会当日の会場の座席は間隔を空けております。座席数に限りがございますので、ご入場いただけない場合がございます。また、ご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調を十分にお確かめのうえ、マスク着用等の感染防止対策にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。なお、本総会受付時に非接触電子体温計にて検温させていただき、発熱が認められる株主様におかれましてはご入場をお断りする場合がございますので、ご協力をお願い申し上げます。